

新潟市総合計画審議会について

1 総合計画審議会とは

- 総合計画審議会は、新潟市附属機関設置条例に基づき、総合計画策定の際に設置されるもので、市長の諮問に応じ、総合計画の素案を審議、答申する機関である。

2 委員の人数

- 審議会委員は「新潟市総合計画審議会規則」により、45人以内で組織する。
⇒ 学識経験者9人、各分野団体23人、地域団体8人、公募市民3人、関係行政機関の職員2人 計45人を予定
- 4つの部会を設置して審議する。
⇒ 各部会の審議内容は、特別委員会分科会の所管事項と同様の割振りにする予定
各部・区長には、関連分野の審議日に出席して説明・質疑対応いただく

3 審議スケジュール

- 第1回全体会 令和4年6月28日（火）午後
【内容】諮問、基本構想・総論・区ビジョン基本方針の説明
【出席予定者】市長、政策企画部長、統括政策監、市民生活部長、各区長

- | | | |
|----------|-------|-----------------|
| ○ 第1回部会 | 7月上旬 | } 6月中旬に日程が固まる予定 |
| ○ 第2回部会 | 7月下旬 | |
| ○ 第3回部会 | 8月中下旬 | |
| ○ 第4回部会 | 9月上旬 | |
| ○ 第2回全体会 | 9月下旬 | |
| ○ 答申 | 10月上旬 | |